

二弁平成29年人第2744号
2018年（平成30年）2月26日

東日本成人矯正医療センター（旧：八王子医療刑務所）
センター長 殿

第二東京弁護士会
会長 伊東 卓

要 望 書

当会は、当会人権擁護委員会の調査の結果、申立人A氏からの人権救済申立事件について、貴所に対し、下記のとおり要望します。

要 望 の 趣 旨

貴所に対し、被収容者に対する余暇活動の援助をする際には、各担当者の個別の判断に左右されず、組織の全体として、簿記検定試験を受験する障がい者等に対する特別対応を認めること、簿記検定試験における特別対応の存在を周知すること、簿記検定試験に限らず、相手方において実施する他の試験についても障がい者等にとって必要な特別対応を認めることなど、障がい者等にとって必要な合理的配慮を提供し、必要かつ適切な措置を講ずるよう要望する。

要 望 の 理 由

1 認定した事実の概要

申立人の右手は、握力はなく、しびれを感じており、感覚は少し鈍かった。

簿記検定試験においては、受験者の障がい等を考慮して、時間延長等を認める特別対応の制度が存在するが、相手方のように特別な場所で試験を実施する場合には、相手方において受け入れ態勢を整える必要があった。

申立人は、平成28年2月28日に実施された簿記検定試験を受験するに先立ち、平成28年1月18日、相手方に対し、試験時間の30分の延長を認めるようお願い出たものの、平成28年1月25日、相手方は、仮に申立人が簿記検定試験の実施機関から時間延長の承認を受けたとしても、相手方においては申立人の願意を取り

扱わないとの回答をした。これにより、平成28年2月28日に実施された簿記検定試験において、時間延長が認められることはなく、申立人は、同試験を受験したものの、不合格となった。

相手方が申立人の願意を取り扱わないとした理由は、監督者の勤務人員並びに各試験における回答用紙の運搬作業の増加等が必要になり、これに対処することが施設の管理運営上困難であったとのことであった。

申立人は、平成28年6月12日に実施された簿記検定試験を受験するに先立ち、平成28年4月20日、相手方に対し、試験時間の30分の延長を認めるようお願いしたところ、相手方は、これを認めた。

申立人は、平成28年6月12日に実施された簿記検定試験において、試験時間の30分の延長を認められた。

その結果、高得点で合格した。

2 判断

相手方において実施する簿記検定試験は、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（以下「刑事施設収容法」という。）第39条第2項の規定による余暇活動の援助の一つとして実施している。そして、同法施行規則は、法39条第2項の規定による援助は、余暇時間帯等における活動を行うのに必要かつ適切な措置を講ずることにより行うものとされている（13条1項）。

ここでは、「必要かつ適切な措置を講ずることにより行う」との文言の解釈が問題となるが、同規定の運用において、施設側の裁量があることは否定できない。

しかしながら、①同法施行規則13条1項は、刑事施設の長において被収容者が余暇時間等を有意義に過ごすことができるようにするために適切な機会を設定し、必要な手段を供与するなどの十分な援助を与えることを求めた趣旨であること、②自己の障がいに応じ必要な配慮を受けた上で、簿記検定試験を受験することは、教育を受ける権利（憲法26条1項）として保障されるものと解されること、③「障害者の権利に関する条約」において、合理的配慮の否定を含む、障がいに基づくあらゆる差別を禁止していることからすれば、施設側の裁量権は、簿記検定試験の際に、障がいがあることを理由として合理的配慮を求める障がい者の権利をできる限り保障する方法により行使されるべきものと解される。具体的には、「必要かつ適切な措置を講ずることにより行う」との規定は、障がいにより合理的配慮を求める必要性が認められ、かつ、希望する配慮が相当なものである場合には、原則として、同希望に応じることとし、ただ、希望する配慮を実現することが、施設の技術上、または人員配置上困難な場合に限り、要求を拒否することができるものと解釈すべきである。

本件では、申立人の障がいの状態に照らして、30分の時間延長の特別対応をする必要性が認められる。

一方で、平成28年6月12日に実施された簿記検定試験では、30分の時間延長が認められていることからすれば、申立人の希望に応じることが施設の技術上、人員配置上困難であったとは認められない。

よって、平成28年1月25日に、相手方が申立人の願意を取り扱わないとした判断は、関係法令、憲法26条1項、障害者の権利に関する条約の趣旨に反するものであり、人権侵害といわざるを得ない。

同様の考え方は、簿記検定試験に限らず、相手方において実施する他の試験においても当てはまる。

また、情報収集の機会が限られている受刑者が、自ら特別対応の制度を知ることが容易ではないことからすれば、相手方が、同所において簿記検定試験を受験する障がい者等に対して、簿記検定試験上、特別対応の制度があることを周知する必要がある。

よって、要望の趣旨のとおり要望をする。

以 上